

議長（志村 忠昭）

起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6、議案第4号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定についてを議題といたします。

これより先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議員（尾崎 忠義）

10番、尾崎忠義でございます。

私は、平成27年第1回多度津町議会定例会におきまして、議案第4号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について、次の点で反対討論をいたします。

本条例は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例として提案されており、教育委員会委員長の報酬年額22万8,000円を削除、教育委員会委員の報酬年額19万7,000円をそのままにして改めるものであります。

本条例は、議案第3号でも述べましたように、今回の法改定により教育委員長をなくす前提での条例改定でありますので、反対をいたします。

以上。

議長（志村 忠昭）

他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第4号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

議長（志村 忠昭）

起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。